

通学路等における児童等の安全確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成18年岡山県条例第64号）第10条第1項の規定により、児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）が通学、通園等に利用している道路及び児童等が日常的に利用している公園等（以下「通学路等」という。）において、児童等が犯罪による危害を受けないよう、安全を確保するために行う方策を示すことにより、児童等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、通学路等を管理する者、学校等（注1）を設置し、又は管理する者、児童等の保護者、自治会等、ボランティア・NPO及び当該通学路等の地域を管轄する警察署長（以下「通学路等に係る関係機関等」という。）に対して、通学路等における児童等の安全を確保するための方策を示すことにより、その対策を促すものである。

注1：「学校等」は、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校（高等課程に係るものに限る。）各種学校（主として外国人の児童、生徒、幼児等に対して学校教育に類する教育を行うものに限る。）児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設（児童館に限る。）児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）及び放課後児童健全育成事業の用に供される施設をいう。

- (2) この指針の適用に当たっては、関係法令、立地条件や建設計画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2 具体的方策

1 通学路等における安全確保体制の整備

通学路等に係る関係機関等は相互に連携して、通学路等における児童等の安全を確保するために、次のような取組に努めるものとする。

- (1) 地域ぐるみによる通学路等の見守り協力体制の整備

通学路における児童等の登下校時の見守り活動、緊急時の保護活動及びその他児童等の安全確保を行うための協力体制を整備すること。

- (2) 通学路等における犯罪発生情報等の共有

ア 通学路等に係る関係機関等は、通学路等における犯罪発生情報等、児童等の安全の確保に関する情報について、速やかに警察署等の関係機関へ通報すること。

イ 通学路等に係る関係機関等は、相互に連携し、犯罪発生情報等を伝達するための体制・システムの整備に努めること。

(3) 通学路等の安全点検

通学路等に係る関係機関等は、相互に連携して、通学路等の安全点検の実施及び点検結果の対応に向けた取組に努めること。

(4) 通学路等のパトロールと協力要請

通学路等に係る関係機関等は、通学路等のパトロールに努めること。その際、学校等を管理する者は、実情に応じて児童等の保護者や地域住民に対して、通学路等のパトロールの協力を要請すること。

(5) 「子ども110番の家」の設置要請等

地域住民に対して「子ども110番の家」の設置を要請すること。また、「子ども110番の家」の表示を子どもに分かりやすいものとし、子どもが駆け込んできた場合の対応の周知を図ること。

2 安全教育の充実

児童等が通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識の取得、危険を予測及び回避できる能力の育成のため、次のような取組に努めるものとする。

(1) 地域安全マップの作成を通じた児童等の危険予測能力の向上

(2) 地域住民、自主活動団体等と連携した登下校時のあいさつ運動の実施

(3) 「子ども110番の家」の場所及び利用方法の周知や訪問活動・駆け込み訓練の実施

(4) 通学路等において誘拐、連れ去り等に遭わないための対応訓練の実施

(5) 防犯ブザー等の使用訓練の実施

3 通学路等における安全な環境の整備

通学路等に係る関係機関等は相互に連携して、通学路等における児童等の安全を確保するため、次のような環境整備に努めるものとする。

なお、実施に当たっては、通学路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望を勘案し、必要性の高い通学路等から実施を図るよう努めるものとする。

(1) 歩車道の分離

児童等の連れ去りを防止するため、通学路等を管理する者は、道路の構造、利用形態等を勘案して、必要に応じてガードレール、歩道柵、植栽、縁石等により、歩道と車道を分離すること。

(2) 見通しの確保

ア 住宅、道路等周囲からの見通しを確保すること。

イ 死角となる場所がある場合は、死角を解消するための対策を講じること。

ウ 植栽が周囲からの見通しを妨げないようにせん定すること。

(3) 照度の確保

防犯灯（注2）及び道路照明灯（注3）を設置するに当たっては、これらを適切に設置することにより、夜間及び地下道において人の行動が視認できる程度以上の照度（注4）を確保すること。

注2：「防犯灯」とは、防犯を目的とした照明灯であり、道路法の規定する道路の附属物ではない。

注3：「道路照明灯」とは、道路交通安全、円滑な利用を図ることを目的に交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。

注4：「人の行動が視認できる程度以上の照度」とは、4 m先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度）が概ね3ルクス以上のものをいう。

(4) 防犯設備の設置

地下道などの犯罪発生の危険性が高い箇所には、必要に応じて、防犯ベル、赤色灯、防犯カメラ等を設置し、それらを設置した位置を分かりやすく明示すること。

(5) 「子ども110番の家」等の設置

通学路等の周辺に「子ども110番の家」等の緊急避難場所を設けること。

(6) 安全な通学路の指定

学校等を管理する者は、児童等の保護者及び関係機関等と連携し、安全な通学路を指定すること。